

# 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の 特例に関する規則（案）の概要

## 1 趣旨

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書について、国においては環境省が先行して後に他省庁等も加わって、各省庁等が所管する複数の法令に基づく身分証明書を統合できる特例省令の制定等がされたことを踏まえ、本県では令和4年度から、国の法令に基づく身分証明書に加え、環境関係条例に基づく立入検査等の身分証明書を統合できる特例規則を定めて統合を開始しています。

1名の職員に異なる様式で複数枚の身分証明書を発行する事例は、環境関係条例を所管する環境生活部に限らず他の部局等でも見られるものであり、身分証明書の統合に係る取組を他の部局等に広げることで、全庁的な事務負担の軽減につなげるために、部局横断的に身分証明書の統合様式の使用が可能となるよう、規則の制定を検討しています。

## 2 案の概要

### (1) 内容

「立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」を制定し、立入検査等を定める法律や条例に関して県の規則で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の規則で定める身分証明書を統合する新たな様式を用いることができる旨を規定します。

なお、制定済みの「環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年千葉県規則52号）」により、身分証明書が統合可能となっている場合も含むものとし、併せて当該規則を廃止します。

### (2) 立入検査等を定める法律や条例の根拠規定

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第29条
- ② 都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条第1項
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第5条第1項、第11条第1項及び第17条第1項
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の10第3項及び第4項

- ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 5 条第 1 項及び第 22 条第 1 項
- ⑥ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 8 条の 2 第 1 項、第 9 条第 1 項、第 9 条の 2 第 1 項並びに第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項
- ⑦ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 37 条第 1 項及び第 43 条第 1 項
- ⑧ 千葉県立自然公園条例（昭和 35 年千葉県条例第 15 号）第 15 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 29 条第 1 項
- ⑨ 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年千葉県条例第 50 号）第 13 条第 1 項
- ⑩ 千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年千葉県条例第 1 号）第 13 条第 1 項（同条例第 19 条第 2 項及び第 24 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 28 条第 1 項
- ⑪ 千葉県土採取条例（昭和 49 年千葉県条例第 1 号）第 17 条第 1 項
- ⑫ ふぐの取扱い等に関する条例（昭和 50 年千葉県条例第 1 号）第 19 条第 1 項
- ⑬ 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年千葉県条例第 19 号）第 14 条第 2 項
- ⑭ 千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）第 37 条第 1 項、第 54 条第 1 項及び第 56 条の 9 第 1 項
- ⑮ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年千葉県条例第 12 号）第 28 条第 1 項
- ⑯ 千葉県環境影響評価条例（平成 10 年千葉県条例第 26 号）第 64 条第 1 項
- ⑰ 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成 14 年千葉県条例第 2 号）第 15 条第 1 項
- ⑱ 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 14 年千葉県条例第 3 号）第 28 条第 1 項
- ⑲ 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成 14 年千葉県条例第 41 号）第 10 条第 3 項（同条例第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 11 条第 1 項
- ⑳ 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成 19 年千葉県条例第 33 号）第 6 条第 1 項

- ⑳ 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成 19 年千葉県条例第 53 号）第 12 条第 1 項
  - ㉑ 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成 19 年千葉県条例第 72 号）第 35 条第 1 項
  - ㉒ 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成 22 年千葉県条例第 4 号）第 26 条第 1 項
  - ㉓ 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成 26 年千葉県条例第 55 号）第 11 条第 1 項
  - ㉔ 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成 30 年千葉県条例第 45 号）第 14 条第 1 項
- ※ ㉑、㉒、㉓～㉔、㉑、㉒、㉓、㉔は制定済みの「環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」に規定済みの分です。

### **（3）統合様式**

制定済みの「環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」と同様とします。

## **3 施行予定日**

令和 5 年 4 月 1 日